

# 出会い系喫茶

## 出会い系喫茶とは

「出会い系喫茶」とは、男女が直接顔を合わせて会話する場を提供する会員制の店舗である。平成 21 年 5 月末で、全国 13 都道府県で 98 店舗が把握されており、その数は増加している。

### ●出会い系喫茶の一例●

【女性】入店無料。女性用の部屋で、雑誌を読んだりインターネット利用したりすることでき、お菓子やジュースが食べ放題・飲み放題。男性から指名された場合、別の部屋で数分程度会話をしなければならない。

【男性】入会金 (5000 円) のほか、入店料 (1 時間 1000 円) を支払い、入店後、マジックミラー越しに女性用の部屋にいる好みの女性を探す。店に指名料 (10 分 1000 円) を支払って、指名した女性と別の部屋で数分程度会話ができる。

会話の後、双方が合意すれば、男性が店にお金を支払って (5000 円)、店外デートをすることもできる。デートの内容は、飲食やカラオケから援助交際まで様々である。(各料金は店舗によって異なる。)

## 児童買春などの温床になる恐れ

「出会い系喫茶」は、店舗外における売春や児童買春に結びつきやすく、かつ、店舗内の個室等でそれらの行為が行われることも懸念される。実際に、出会い系喫茶の利用を契機とした児童買春の検挙件数は増加傾向にある。

### ◆出会い系喫茶の利用を契機とした性犯罪事件の検挙数

	児童買春		児童ポルノ		淫行条例	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成 19 年	19	14	3	0	4	3
平成 20 年	27	28	0	0	6	6

(平成 21 年 7 月 31 日 風俗行政研究会)

さらに、児童買春を企図する男性客も多いと思われる中、女子児童が店舗内に自由に立ち入ることができるという営業実態は、青少年の健全な育成に多大な悪影響を与えるものと考えられる。

## 店舗型性風俗特殊営業として位置づけへ

「出会い系喫茶」には従業員による接待がないため、風営法による全国一律の規制対象となっていない。

児童買春の温床として問題視されてきたテレホンクラブ、ツーショットダイヤル及び出会い系サイトに対する規制が設けられ、これらを利用した児童買春が困難になっていると認められる。そのため、いまだに法規制の及んでいない「出会い系喫茶」が急激に全国に拡散し、児童買春の温床として問題化する恐れがある。

警察では、関係法令を活用した取り締まりに努めるとともに、営業者に対して、18 歳未満の者の営業所への立ち入り制限などの自主規制をとるように働きかけている。

また、平成 20 年末ごろから一部の府県において、青少年保護育成条例の改正により「出会い系喫茶」営業に対する規制を導入する動きがみられる。

### ◆愛知県の「出会い系喫茶」に対する規制

(平成 21 年 7 月 1 日施行)

愛知県では「出会い系喫茶」を利用した 18 歳未満の青少年が性犯罪に巻き込まれる事件が多発。

- ・平成 19 年…16 件
- ・平成 20 年…10 件
- ・平成 21 年…6 件 (3 月末まで)

青少年の保護を図るため、「出会い系喫茶」へ青少年を入場させることを禁止するなど愛知県青少年保護育成条例の改正を行い、「出会い系喫茶」に対する規制を強化することになった。

## 出会い系喫茶の実態の把握

「遊ぶお金が欲しい」「入店無料だから」「暇だったから」などの理由で、青少年が「出会い系喫茶」を利用すると、上記の通り、犯罪被害に巻き込まれてしまうことがある。

出会い系喫茶の実態を考えて、青少年が「出会い系喫茶」を利用しないように、周囲の大人が十分注意することが重要である。